

令和 6年度第14号 答 申

第 1 審議会の結果

別表における実施機関①から⑨（以下「各実施機関」という。）が、第 3 に掲げる審査請求①から⑨（以下「本件各審査請求」という。）の対象となる保有個人情報①から⑨（以下「本件各保有個人情報」という。）が存在しないことを理由として行った不開示決定は、妥当である。

第 2 審議会における判断および答申

本件各審査請求は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、各実施機関に対して行った別表における開示請求①から⑨（以下「本件各開示請求」という。）に対する不開示決定に係るものである。

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において、検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審議会はこれらを一括して判断し、答申を行うものとする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

1 審査請求人は、法に基づき、各実施機関に対して、本件各開示請求を行った。

2 実施機関①は、開示請求①に対して、次の理由で不開示決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

開示請求①に係る保有個人情報について、保有をしている所管課がなく、開示の対象となる保有個人情報が存在しないため

3 実施機関②から⑨は、開示請求②から⑨に対して、次の理由で不開示決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

本件保有個人情報を作成又は取得していないことから、開示の対象となる保有個人情報が存在しないため

4 同年 8月 9日、審査請求人は、上記 2及び 3で各実施機関が保有個人情報を不開示とした処分（以下「本件各処分」という。）を不服として、名古屋市長に対して本件各審査請求を行った。

第 4 審査請求人の主張

1 本件各審査請求の趣旨

本件各保有個人情報不開示決定取り消し裁決を求む。

法人等が採用する職員の保有個人情報を、その人事及び経理に関するものを含め作成又は取得すべきとする規程はなく、本件各保有個人情報は各実施機関において保有していない。

(3) 施設の管理に係る事務について

普通地方公共団体は公の施設の管理を指定管理者に行わせることができ、事務報告書を当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならないこととされている。

ア 審査請求①及び⑨について

本件法人は、実施機関①においては平成〇年度から〇〇〇〇日まで、実施機関⑨においては平成〇年度から令和〇年度まで、公の施設の管理を行わせる指定管理者となっている。しかし、施設の管理に係る事務の中で、特定の個人の懲戒処分に関する保有個人情報を作成又は取得すべきとする規程はない。そのため、実施機関①及び⑨では、保有個人情報①及び⑨は保有していない。

イ 審査請求②及び⑧について

実施機関②及び⑧において、平成〇年度から〇〇〇〇日まで、公の施設の管理に係る事務をその指定に係るものも含めて行っていない。また、本件法人が管理を行う公の施設の管理に係る事務に関する保有個人情報を、その人事及び経理に関するものを含め作成又は取得すべきとする規程はない。そのため、実施機関②及び⑧では、保有個人情報②及び⑧は保有していない。

ウ 審査請求③から⑦について

実施機関③から⑦は、施設の管理に係る事務を所掌していない。

(4) 出資法人に係る事務について

出資法人等は、名古屋市情報公開条例（平成12年条例第65号）第37条の規定に基づく出資法人等の情報公開の推進に関する要綱の中で、当該出資法人等の役員名簿をはじめとする資料を、当該出資法人等を所管する課等の長に提出することとされている。

ア 審査請求①について

平成〇年度から〇〇〇〇日まで、本件法人は実施機関①が出資する法人等となっている。しかし、出資法人に係る事務の中で特定の個人の懲戒処分に関する保有個人情報を作成又は取得すべきとする規程はない。

そのため、実施機関①では、保有個人情報①は保有していない。

4 本件各処分 of 妥当性について

(1) 審査請求人は、本件各保有個人情報について、本市あてに懲戒免職に係る文書を送付済みであること、また、公の施設の管理事務、出資法人の監査事務等により当然に取得済みの情報であることから、本件各保有個人情報があるはずと主張しているため、この点について判断する。

(2) 各実施機関は、審査請求人の主張に対し、以下のとおり説明している。

ア 各実施機関における所掌事務は、各種法律、条例及び規則等により定められており、所掌事務に必要な範囲で個人情報を保有し、所掌事務ではない事務に係る個人情報が記載された文書については、受領をせず返戻する、または所掌する実施機関へ転送するなどの対応をとることが想定される。

イ 各実施機関が、本件各保有個人情報を保有することが想定される上記3(2)の所掌事務において、本件各保有個人情報を作成又は取得すべきとする規程はなく、本件各保有個人情報を保有していない。

ウ さらに、本件各開示請求を受け、各実施機関において探索を行ったが、本件各保有個人情報は存在しなかった。

(3) 上記(2)の各実施機関の主張について、審査請求人は具体的に何も主張していないほか、これを覆すに足る特段の事情も認められない。

(4) 以上を踏まえると、本件各保有個人情報を保有していないとする各実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

5 したがって、本件各保有個人情報は不存在であることを理由として行った各実施機関による不開示決定は妥当であると言える。

6 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 7 審議会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 本件審査請求①、②、⑥及び⑦

年 月 日	内 容
令和 5年11月27日	本件審査請求に係る諮問書の受理
12月27日	本件審査請求に係る弁明書の受理
令和 6年 1月10日	弁明書に対する反論があるときは反論意見書の提

	出を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述 申出書を提出するよう通知
--	---

(2) 本件審査請求③

年 月 日	内 容
令和 5年11月27日	本件審査請求に係る諮問書の受理
12月15日	本件審査請求に係る弁明書の受理
令和 6年 1月10日	弁明書に対する反論があるときは反論意見書の提出を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知

(3) 本件審査請求④

年 月 日	内 容
令和 5年11月27日	本件審査請求に係る諮問書の受理
12月21日	本件審査請求に係る弁明書の受理
令和 6年 1月10日	弁明書に対する反論があるときは反論意見書の提出を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知

(4) 本件審査請求⑤

年 月 日	内 容
令和 5年11月27日	本件審査請求に係る諮問書の受理
12月18日	本件審査請求に係る弁明書の受理
令和 6年 1月10日	弁明書に対する反論があるときは反論意見書の提出を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知

(5) 本件審査請求⑧

年 月 日	内 容
令和 5年11月27日	本件審査請求に係る諮問書の受理
12月20日	本件審査請求に係る弁明書の受理
令和 6年 1月10日	弁明書に対する反論があるときは反論意見書の提出を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知

(6) 本件審査請求⑨

年 月 日	内 容

令和 5年11月27日	本件審査請求に係る諮問書の受理
12月26日	本件審査請求に係る弁明書の受理
令和 6年 1月10日	弁明書に対する反論があるときは反論意見書の提出を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知

2 調査審議以降の経過

令和 6年11月15日 (令和 6年度第 8回)	調査審議
令和 6年12月20日 (令和 6年度第 9回)	調査審議
令和 7年 1月24日	答申

別表

開示請求、 審査請求、 保有個人情報 の番号	実施機関	開示請求 日 (令和5年)	補正日/ 再補正日 (令和5年)	保有個人情報開 示請求の内容 (補正をした場 合は補正後の内 容) 及び保有個 人情報	不開示決 定日 (令和5年)	審査請求 日 (令和5年)
①	市長	4月19日	5月8日/ 5月17日	付表1のとおり	5月24日	8月9日
②	上下水道局長	5月8日	なし	付表2のとおり	5月19日	8月9日
③	消防長	5月8日	なし	付表2のとおり	5月22日	8月9日
④	農業委員会	5月8日	なし	付表2のとおり	5月22日	8月9日
⑤	固定資産評価 審査委員会	5月8日	なし	付表2のとおり	5月17日	8月9日
⑥	選挙管理委員 会	5月8日	なし	付表2のとおり	5月23日	8月9日
⑦	監査委員	5月8日	なし	付表2のとおり	5月29日	8月9日
⑧	人事委員会	5月8日	なし	付表2のとおり	5月18日	8月9日
⑨	教育委員会	5月8日	5月23日	付表3のとおり	5月26日	8月9日

